

北海道の融資制度をご利用した方で毎月の返済が負担となっている事業者の皆様へ

# 借換が可能な融資制度のご案内

**ポイント①**  
借換と同時に新規分を含めた増額融資も可！複数の道制度の一本化も可！

**ポイント②**  
借換え可能な既往貸付は、保証の有無に関わらず道制度融資が対象！

**留意事項**

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒ 【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒ 【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒ 【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換えの対象となりません

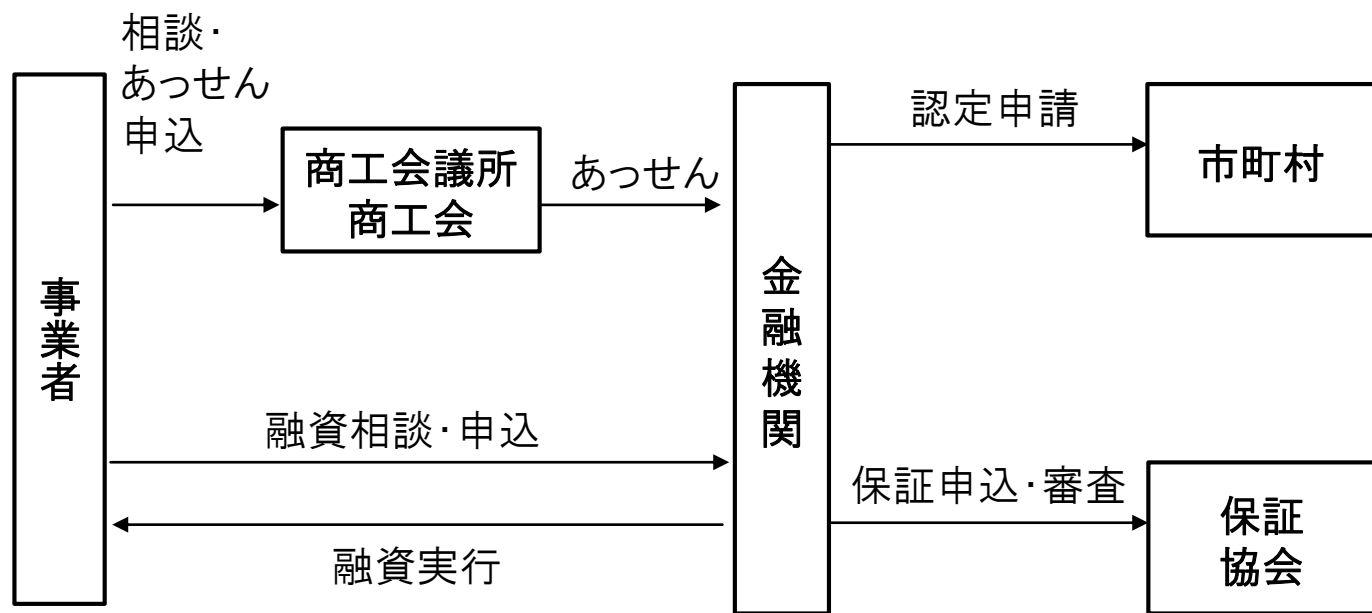
貸付制度名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)	保証料率(%)
企業体質強化貸付	事業再生計画を立て、経営の改善に取り組む方 (「経営改善サポート保証」の対象となる方)	1億円以内	15年(5年)以内	金融機関所定の利率	0.2
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定: 1.1~1.7 変動: 1.1	0.45~1.9
	原料等高騰	1億円以内		固定: 1.0~1.2 変動: 1.0	
	認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方	2億円以内	10年(3年)以内	0.58~0.7
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者の方	5,000万円以内	運転: 7年 設備: 10年 (1年)以内	固定: 1.3~1.9 変動: 1.3	0.4~1.71
	小口	小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が2,000万円未満である方 (小口零細企業保証制度の対象となる方)			2,000万円以内

※借換にあたっては、各貸付制度の融資条件を満たすことが必要です。

<取扱金融機関>

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

<申請の流れ>



<注意事項>

金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。

<お申込みに必要な書類(共通)>

- ① 融資申込書(直接申込)又は融資あつせん申込書(あつせん申込)
- ② 決算書等2期分  
(2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表)
- ③ 登記簿謄本(登記事項証明書)
- ④ (設備資金の場合)見積書又は契約書

<お申込みに必要な書類(個別)>

企業体質強化貸付	事業再生計画書
	経営者保証免除対応確認書 (※経営者保証免除対応を適用する場合)
経営環境変化対応貸付	事業計画書(別紙第4号又は第4-2号様式)
経営環境変化対応貸付【原料等高騰】	事業計画書(別紙第5号又は第5-2号様式)
経営環境変化対応貸付【認定企業】	市町村長の認定書

※金融機関及び信用保証協会において、融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります(詳しくは金融機関又は信用保証協会にお問い合わせください)。

<お問い合わせ先>

道庁経済部中小企業課、各(総合)振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所及びお取引のある金融機関にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

北海道中小企業総合振興資金の詳細はこちらをご覧ください。

北海道 制度融資

検索

